

議案第 1 2 号

川崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

川崎市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年川崎市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 5 5 条第 1 項」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「であって、同項」を「であって、法第 5 5 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 5 5 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「第 5 5 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第 5 5 条第 2 項第 2 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 5 5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、住所地に係る特例を受けて本市の国民健康保険の被保険者とされていた者であって、当該特例を引き継いで本市が加入する後期高齢者医療広域連合の被保険者となるものを、本市が保険料を徴収すべき被保険者に加えるため、この条例を制定するものである。